

【第3報・最終】 管内 要望伐木作業時にチェーンソーの刃が接触しての切創事故

【発生日時】 令和8年 8月 3日 14:45分頃

【発生場所】 E19中央自動車道 西宮線 下り225.46KP付近 側道部

【業務名】 2026年度 中央自動車道 管内維持修繕業務

【受注者】 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)

【当事者】 作業員：

【事象概要】

切り土のり面に繁茂した進入木を伐採してパッカー車に積込む前の、玉切り
作業中に勢い余って自分の膝上にチェーンソーの刃が接触して負傷したもの。
傷口は約5 c m程、本人チャップス未着用 伐木資格有り

【被害状況】 人的被害：作業員 1 名 左脚膝上（切創傷・軽傷）

物的被害：なし

【時系列】

8/3(月)

14：45頃 事象発生。
14：50頃 現場責任者よりメンテ担当職員に連絡。メンテ担当職員からメンテ担当課長へ連絡。
14：55頃 現場職員と共に病院へ向かう。
15：00頃 担当職員からメンテ事業所長へ報告。
15：03頃 事業所長よりメンテ本社に報告。
15：10頃 到着。診察開始。
15：20頃 メンテ担当者からNEXCOへ連絡。
15：50頃 診察及び処置完了。6針縫合。（歩行可能・軽傷）
15：55頃 病院から事務所へ向かう。
16：30頃 緊急安全大会を実施。
16：40頃 労働基準監督署に報告。（指摘無し）

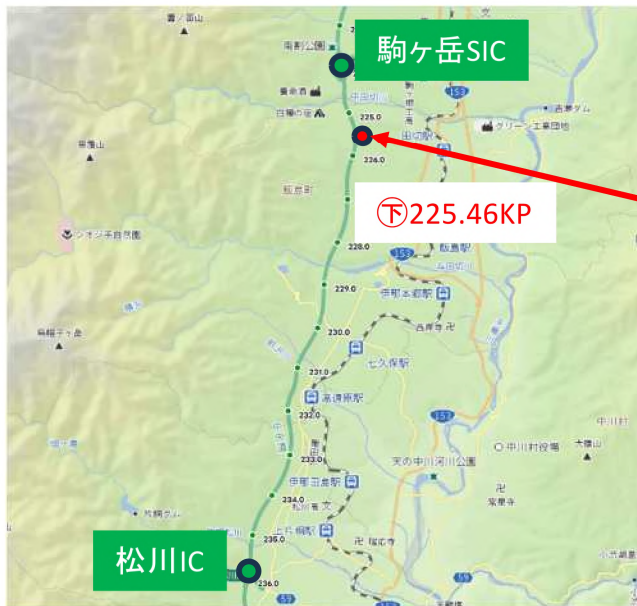
【公表・非公表】 なし

【報道等】 なし

【警察所見】 なし

発生場所

下り線 225.46KP付近



8月3日 要望作業 編成

作業責任者・・・1名
下草刈り作業・・・1名
伐採作業・・・2名
搬出作業・・・2名
積込作業・・・2名
パッカー車スイッチ操作者・・・1名 合計9名

現場責任者からの聞き込み

- ・当事者は本日、草刈り作業を指示され草刈りを行っていた。予定箇所の草刈りが終了したため忙しそうな積込作業へ自らの判断で合流して積み込もうとした枝が長かった為、パッカー車に積み込める長さに切断が必要と思い、チェーンソーを使用して玉切りをした。（保護具着用なし）玉切りを終えた後、チェーンソーのエンジンを止めて移動しようと左足を上げた際に惰性で回っていたチェーンソーの刃に当たり負傷した。
現場では別に玉切りを担当していた者がいた、その方は保護具を着用していた。

手順書には作業別に保護具の着用が記載されています。

今回、本人のこの位なら大丈夫と言う作業軽視によるヒューマンエラーが原因です。

事業所の決まり事を再度徹底を図り作業従事者全員に周知します。

診察、処置完了



8月3日 緊急安全大会実施



8月5日 7:00~

現場状況聞き取り調査



【当日の作業内容】

1. 作業は、作業責任者1名、草刈り班1名、伐採班3名、玉切り・積込み班4名、保安員1名の計10名で実施していた。
2. 作業開始前、作業責任者は各作業員に対し、当日の担当作業に応じた保護具の装着状況を確認していた。
3. 当日の作業計画では、草刈り班及び伐採班は各作業を終了後、玉切り・積込み作業へ移行することとしていたが、作業を切替えるタイミングは各作業員の判断に委ねられており、作業責任者への報告や確認の手順は定められていなかった。
4. 草刈り班の作業員1名は、草刈り作業終了後、作業責任者へ報告することなく玉切り・積込み作業へ移行した。この際、本来、玉切り作業で着用が必要なチャップスを装着しないまま作業を開始した。
5. 作業責任者は、当該作業員が玉切り・積込み作業へ移行したことを把握しておらず、作業内容の変更に伴う保護具の装着確認を実施できていなかった。
6. 当該作業員は、チャップスを着用しないままチェーンソーによる玉切り作業を行った。作業終了後、チェーンソーのエンジンを停止したが、惰性で回転していたチェーンソーの刃が左膝上に接触し、負傷した。

【原因】

人的要素

- ① 作業員がこの程度ならという作業軽視により、必要な保護具を装着しなかった。
- ② チェーンソーのエンジンを切った後、チェーンソーの刃の回転が停止したことを確認せず、姿勢を変えた。

物的要素

- ① 必要な保護具を装着せずに作業を行った。

管理的要素

- ① 作業内容を移行する際の報告・確認ルールが定められておらず、作業責任者が作業員の移行状況を把握できていなかった。
- ② 作業の移行に伴う保護具の装着確認を実施する仕組みが無かった。

【対策】

人的要素

- ① KY活動や安全教育において、保護具の着用は作業量や作業時間に関係なく必須であることを再教育し、「この程度なら大丈夫」という思い込みによる保護具装着の省略を行わないよう、安全意識の向上を図る。
- ② チェーンソー作業終了後は、エンジン停止後であってもチェーンが完全に停止したことを確認してから、姿勢を変えることを周知・徹底する。

物的要素

- ① 手順書に記載された保護具の着用を徹底する。
- ② 視覚的に注意喚起のため機械に【保護具着用ヨシ】作成後貼り付ける。（すべての機械）



管理的要素

- ① 作業内容を切替える場合は、作業責任者へ報告し、指示・承認を受けてから次の作業へ移行する。
- ② 必要保護具が変わる作業へ移行する際は、作業責任者がチャップス等の保護具の装着を確認した後に作業を開始する。また、作業員同士でも保護具の未着用を見つけた場合は互いに声を掛け合うことを徹底する。
- ③ チェーンソーのエンジン停止後はブレーキレバーをONにする。

使用機械別保護具一覧表

作業名	フェイスガード メガネ	耐切創手袋 防振手袋	すねあて (回転刃使用時)	アームカバー	チャップス	ネックガード	安全靴 鉄芯地下足袋
草刈り	○	○	○				○
樹木剪定	○	○	○				○
伐採作業	○	○	○	○	○	○	○
植栽管理隊	○	○	○	○	○	○	○
ヒアブ伐採・運搬	○						○
パッカー車積込み (玉切り含む)	○	○		○	○		○

※草刈り作業にはチャップスの装着が無いため
積込み、玉切り作業に切り替える場合はチャップスの
装着が必要であった。

当日の作業は要望伐採であり区域内の伐採木を搬出するのに
支障となる草刈りも一連の作業であった。(計画通り)
機械装備は、当日は雨予報のため予備のチェーンソー含め4台
用意していた。

チャップス(保護具は3人分)用意していた。

刈り払い機は2台(保護具は3名分)用意していた。

当事者本人に確認したところ草刈り作業終了後、積込作業に自らの判断で合
流した。積み込もうとした枝が長かったため、チェーンソーを使用して玉切りした。
チェーンソーのエンジンを止めて移動しようとして脚を上げた際、惰性で回っていた
チェーンソーの刃に脚が触れて今回の事象となった。